

広島県告示第九十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅及び県営あさひが丘住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、県営上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場及び県営あさひが丘住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>指定を受けた者</p>	<p>名称及び 代表者氏名</p> <p>広島県ビルメンテナン ス協同組合 代表理事 澤田 英治</p>	<p>主たる事務所の 所在地</p> <p>広島市西区己斐本町二 丁目一九番二号</p>
<p>指定年月日</p> <p>平成二六年二月二六 日</p>		
<p>管理の期間</p> <p>平成二七年四月一日 ～平成三二年三月三 一日</p>		